

毎週火、金曜日発行
（但し休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県規則第二十七号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次第五章第五節中「第七十六条」を「第七十五条」に改める。

第六条第二項四土木部の表中「、火災復興係」を削る。

第十二条水産課第二十号中「及び境漁業用海岸局」を削る。

第十三条道路課中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第十三条中電源開発局を削る。

第十三条建築課中第十号を削り、第十一号を第十号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

「日野北部農業改良普及所 日野郡江府町 日野郡のうち溝口町、江府町、前の根雨町」を

「日野南部農業改良普及所 日野郡日南町 日野郡のうち日南町、前の黒坂町」を

「日野南部農業改良普及所 日野郡日南町 日野郡のうち日南町、江府町、日野町」に改める。

第四十六条第二項中

昭和三十四年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

湖山砂丘かんがい事業所	
小鳴川用排水改良事業所	
所長	所長
"	"
"	"

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第七十六条 削除
第八十九条の四第三項中「鳥取県東郷池沿岸排水改良事業所 東伯郡羽合町」を
に改める。

鳥取県東郷池沿岸排水改良事業所 東伯郡羽合町
鳥取県小鳴川用排水改良事業所 倉吉市

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし第七十六条の改正規定は、昭和三十四年四月一日から、第四十六条第二項の改正規定は、鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例（昭和三十四年六月鳥取県条例第二十六号）施行の日からそれぞれ適用する。

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十一年七月十六日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏
鳥取県人事委員会規則第十号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

行政職等級区分表中

人事委員会規則

第八十九条の四第三項中「鳥取県東郷池沿岸排水改良事業所 東伯郡羽合町」を
に改める。

鳥取県東郷池沿岸排水改良事業所 東伯郡羽合町
鳥取県小鳴川用排水改良事業所 倉吉市

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし第七十六条の改正規定は、昭和三十四年四月一日から、第四十六条第二項の改正規定は、鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例（昭和三十四年六月鳥取県条例第二十六号）施行の日からそれぞれ適用する。

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十一年七月十六日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏
鳥取県人事委員会規則第十号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

行政職等級区分表中